

一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会 定款

令和4年5月23日改定

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会と称し、その略称を「県老施協」という。

### (目 的)

第2条 この法人は、県内老人福祉施設相互の連携を図り、老人福祉の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉事業の調査研究
- (2) 関係官庁及び関係諸団体との連絡調整
- (3) 老人福祉施設相互の連絡、職員の研修並びに処遇改善、施設運営管理等の調査研究
- (4) 職員の福利厚生に関する事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市宝木本町1140番地200に置く。

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

### (機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

### (資格等)

第6条 当法人は、正会員及び準会員をもって構成する。

- ② 正会員は、栃木県内の社会福祉法人及び市町村の運営する老人福祉施設等の管理者（但し、当法人に登録した者をいう）とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。
- ③ 準会員は、前項以外の者が運営する老人福祉施設・介護保険施設の管理者（但し、当法人に登録した者をいう）で、理事会が承認したものとする。
- ④ 準会員は、次の事業に参加できる。
  - (1) 研修事業
  - (2) 交流事業

### (入 社)

第7条 当法人の正会員または準会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

### (会費・経費)

第8条 正会員及び準会員は、社員総会で定める会費を支払わなければならない。

本条の会費は、正会員については、法人法第27条に規定する経費とする。

- ② 正会員及び準会員が、本定款第10条の規定により退社した場合には、すでに納入された会費は返還しない。

### (社員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び準会員の氏名及び住所を記載した名簿を作成の上、当法人の主たる事務所に備え置くものとし、これをもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ② 当法人の正会員及び準会員に対する通知又は催告は、前項の名簿に記載した住所又は正会員及び準会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第 10 条 正会員又は準会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 正会員又は準会員本人の退社の申し出。但し、退社の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 総社員の同意
  - (4) 除名
  - (5) 第 6 条に規定する資格を失ったとき
- ② 除名は、正会員又は準会員が当法人の名誉を著しく毀損し、社会的信用を失墜せしめたときに、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

第 3 章 役 員 等

(種 別)

第 11 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事の総数 17 名以上 20 名以内
  - (2) 監事 2 名
- ② 理事のうち、1 名を会長とし、4 名以内を副会長とする。
- ③ 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- ④ 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を常務理事とすることができる。
- ⑤ 前項の常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選 任)

第 12 条 当法人の理事及び監事は、社員総会において当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

- ② 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

- ③ 役員選任に関する細則は、別途定める役員選出規定に基づくものとする。

#### (職 務)

第 13 条 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- ④ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- ⑤ 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 1 法人の財産及び会計を監査する。
  - 2 理事の業務執行状況を監査する。
  - 3 定期的に監査報告書を作成し、理事会及び社員総会に報告する。
  - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

#### (任 期)

第 14 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

## 第 4 章 理事会

#### (構 成)

第 15 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 2 総会に付議すべき事項
- 3 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事業

(開 催)

第 17 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1 会長が必要と認めるとき
- 2 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき
- 3 監事から法人法第 101 条第 2 項の規定により招集の請求があったとき

(招 集)

第 18 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長は、前条第 2 号の場合には、その請求があった日から 10 日以内にこれを招集しなければならない。
- ③ 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(議 長)

第 19 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(定足数及び決議の方法)

第 20 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第 21 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、

当該理事会に出席した代表理事(当該代表理事である会長)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第22条 本法人の目的達成のため、理事会の下に機関として、部会及び委員会を設ける。

- ② 部会及び委員会の構成その他については、別途定める。
- ③ 委員会の委員は、当法人役員が兼務し、理事会において選任する。
- ④ 委員会には、委員長1名を置くものとし、委員の互選によって定める。

## 第6章 顧問

(顧問)

第23条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

- ② 顧問は、当法人に功労ある者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- ③ 顧問は、その者が当法人の会員である期間中のみ委嘱することができる。
- ④ 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、会議に出席し意見を述べることができる。但し、理事会においては評決に加わることはできない。

## 第7章 社員総会

(種別)

第24条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第25条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

(権限)

第26条 社員総会は、次の事項及び法人法に規定する事項に限り、決議することができる。

- 1 定款・会則の変更
- 2 役員を選解任
- 3 他団体への加入、脱退
- 4 予算の決定及び決算の承認
- 5 事業計画の決定及び事業報告の承認

(開催)

第27条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

② 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 1 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
- 2 総社員の議決権の5分の1を有する社員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第28条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

② 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

③ 社員総会を招集するには、社員に対し、総会の目的たる事項及び内容、日時、場所等を示した書面により、開催日の少なくとも1週間前までに招集通知を発するものとする。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。



(定足数)

第30条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第31条 社員総会の決議は、法令又は定款・会則に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 理事会の決議に関し、特別の利害関係のある理事は議決権を行使することができない。

(書面又は代理人による議決権行使)

第32条 やむを得ない事由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第30条の定足数の適用については、出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第33条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を事務局が作成し、代表理事及び作成担当者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 事務局

(事務局及び所在地)

第34条 当法人の事務局業務については、栃木県内の社会福祉業務に精通した事業所に委託契約することとし、委託内容については、別途定める。

- ② 事務局所在地は、委託先事業所とする。

## 第9章 計算等

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第36条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。